

質問項目	質問内容	回答
仕様書【プロポーザル用】 2 事業目的について	事業目的には、「サイクリングと連携」とありますが、仕様書ではサイクリングである必然性があまり見受けられないように感じます。例えば、車では通行できないような場所で、かつ徒歩移動が難しい場所など、スポットを設定する上での条件があれば、教えてください。もしくは、車や徒歩でスタンプラリーに参加される場合であっても、制限はないという認識でよろしいでしょうか。	スタンプラリースポットの設置に条件は設定しておらず、自転車以外での参加も制限するものではありませんが、サイクリングによる市内周遊を促進するような内容について提案してください。
仕様書【プロポーザル用】 4 事業概要(5)について	A Rイラストというのは、キャラクターが3Dで動くように表示しなければならないのか、動かない2次元キャラクターとしてフォトフレームのように表示してもよいのか教えてください。	A Rに使用するイラストの表示方法については、特に指定はありませんが、スタンプラリースポットで入手したイラストをアプリ等内で確認でき、イラストと参加者が一緒に写る写真を撮影できる仕様としてください。
仕様書【プロポーザル用】 4 事業概要(5)について	スタンプラリースポットの設定は各回5箇所とありますが、事業者がすでに温泉むすめのイラストを有している場合で、既存のイラストを活用したいとの申し出があった場合、スポットを6箇所以上にして、そのうち5箇所を回るという仕様にしても良いでしょうか。	スタンプラリースポットについては、本事業で作成したイラストが入手できるスポットを各回5箇所に設定することを想定しています。 スタンプラリースポット数の増加の可否については、プロポーザル審査会終了後、委託費の範囲において、発注者と受注者との協議により決定します。
仕様書【プロポーザル用】 5 委託内容(4)について	イラストの活用を希望する事業者が、本事業で作成する数を超える場合、選定方法などについての基準などがあれば教えてください。また、制作したイラストの使用権は、事業者に移譲するという認識でしょうか。それとも発注者の権利になりますか。 また、選定について、「イラストを活用したグッズ製作が対応可能な事業者を優先」とありますが、参画する事業者が関連グッズを製作する場合、委託費での対応となるのでしょうか。委託費で対応する場合、金額の上限や製作物の制限などもあれば教えてください。	本事業で作成したイラストを活用する事業者の選定については、「イラストを活用したグッズ製作が対応可能な事業者を優先すること」以外の基準等は定めていないことから、希望者が多数の場合には、発注者と受注者が協議の上、決定します。 また、本事業で作成したイラストについては、希望する事業者がグッズ等の製作に活用できるようにしますが、使用権の扱いについては、事業開始後、発注者と事業者、「温泉むすめ」の著作権を有する株式会社エンバウンドの3者間で協議を行い決定することを想定しています。 参画する事業者が関連グッズを作成する場合については、委託費ではなく、参画する事業者の経費負担により作成してもらうこととなります。
仕様書【プロポーザル用】 5 委託内容について	本件は、日本語のみの対応と考えてよいでしょうか？	本事業は、日本語での対応を想定しています。
仕様書【プロポーザル用】 5 委託内容について	当コンテンツは、次年度以降も周遊コンテンツとしての活用予定はありますか？ また、予定がある場合は、保守契約等の予定はありますか？	本事業は、単年度での実施を想定しており、次年度以降の実施は未定です。
その他	現在、登記内容（定款）の変更手続き中で、登記簿謄本が取得できません。手元の写しが3か月経過してしまっている場合、その写しでもよろしいでしょうか？ （登記完了次第、正の登記簿謄本は提出する予定です。）	登記内容の変更手続きにより、登記簿謄本の写しが提出できない場合には、提出できる登記簿謄本の最新のもの写しと、変更手続き中であることが分かる書類（変更登記申請書の写しなど）を提出してください。